

柳田国男の協同組合思想と日本の農業協同組合

Kunio Yanagita's Theory of Cooperatives and Evolution of Japanese Agricultural Cooperatives

三浦 敦*

Atsushi MIURA

要旨

日本の農業協同組合は、世界最大の協同組合の一つであり、世界的に見ても多くの独自の特徴を持つ。その日本の協同組合を特徴付ける時、柳田国男は興味深い参照点となる。柳田国男は、民俗学の研究を始めるまで、農村の貧困問題解決を目指して農政学を修め、農商務省に就職して成立したばかりの法に基づいて産業組合の普及に携わったからである。しかし、彼の独自の協同組合論は政府には採用されなかっただけでなく、その後の日本の産業組合は、彼の予想通りには展開しなかった。本論は、柳田の協同組合思想と、産業組合法が成立する1900年から新自由主義経済政策のもとで農協改革が始まる1990年までの、実際の日本の産業組合・農業協同組合の展開を比較することで、日本の協同組合の独自性を、柳田の協同組合思想を参照しながら明らかにするものである。

キーワード：柳田国男、産業組合、農業協同組合

1. はじめに

日本の農業協同組合は世界最大の組合員を抱え、協同組合運動の成功例の一つとされる。ヨーロッパに起源を持つ近代的協同組合は、非ヨーロッパ諸国ではあまり成果がない点で、日本の農業協同組合は独自である。この点で興味深いのが、本論で取り上げる柳田国男(1875-1962)である。彼は、一方で日本の協同組合黎明期に協同組合思想の普及に当たったのち、日本文化の独自性への考察を深めて日本民俗学の確立に努めたからである。柳田国男の協同組合論は、ヨーロッパの協同組合運動を踏まえていたが、同時に日本農村の生活に根ざした「協働」の習慣も重視したものであり、経済学者の藤井は、農村の協同組合での「協働」の根源を追い求めた結果、柳田は協同の人的基礎に民俗の世界を見出したと指摘する[藤井, 2008: 199-200; cf. 川田, 2016: 88]。しかし、柳田国男の協同組合思想は、政府の政策とは一致せず、協同組合の展開も柳田の構想通りにはならなかった。

柳田はどのような協同組合を構想したのか、その柳田の構想に照らした時、その後の日本の農業協同組合どのように見えるのか。本論は、柳田国男の協同組合思想の特徴を、その後の日

* 埼玉大学大学院人文社会科学部研究科教授、文化人類学

本の農業協同組合の発展と比較しながら明らかにしていく。

2. 柳田国男の経歴と思想

(1) 農政学

柳田国男は、近代日本思想史の中では特異な位置を占めている。民俗学を通じて日本文化の精神性の解明を目指し、自分の民俗学を「新国学」と呼び自ら天皇主義者を自認する一方で、ドイツやイギリスの経済学理論にもあかるく、しかもマルクス主義の影響を受けた多くの若者を民俗学の研究サークルに受け入れ、戦後は左翼の思想家たちからも高く評価された。そしてその門下から多くの優れた日本研究者を輩出した。

彼の思想の幅広さは、彼の経歴にもうかがわれる。医者の家系に生まれた柳田は、家にあつた和漢の蔵書を読み漁り、死後の世界に関心を持ち、特に平田篤胤の妖怪研究に関心を持った¹。しかしその家族の生活は貧しく、この時の「何故に農民は貧なりや」という問いが、彼を農政学に導き、さらには民俗学に導いていったと回想している。やがて旧制高校に進学すると自然主義文学に親しみ文学者と交流したが、東京帝国大学に入学すると農政学を志した。

彼が大学で学んだのは、産業革命が進行する中で急速に発展する、資本主義経済のメカニズムを解明する新古典派経済学であり、また市場による貧富の差の拡大の弊害をなくし、社会主義の普及を防ぐ適切な政府介入の方法を探る社会政策学であった。柳田はイギリスの経済学も取り入れつつ、ロッチデイルに発する消費組合や、ドイツの信用組合も学び、卒業論文では江戸時代以来の日本の相互扶助組織「三倉」の研究を行なった。

1900年に大学を卒業すると農商務省農政局に就職し、同年に法律が成立した「産業組合」の普及に携わった。柳田は、農村が資本主義経済に取り込まれるのは必然であり、各農家が市場経済の中で自立できるようにすることが必要と訴え、協同組合をそのための手段と考えた。しかし政府の立場は、地主制を前提に農民を市場経済から保護する農本主義であり、協同組合は単に新技術を導入し生産を拡大するための方法だったため、柳田の考えは受け入れられなかった。上司と対立した柳田は1902年に法制局に異動となった。

(2) 民俗学

法制局時代に柳田は日本各地を旅行して民俗に目を開かれ、1908年には「郷土研究会」を立ち上げ、1909年から1910年にかけて最初の民俗学的著作である『石神問答』、『後狩詞記』、『遠野物語』の3作品を発表した。これらの著作では、山間部の周縁的な人々を対象とし、妖怪や精霊などに関心を置いていたもので（当時は怪談ブームでもあった）、天皇などエリート中心・京都中心の日本論に対する批判でもあった。しかし柳田自身はモノグラフ的調査は行わず、また系統的な理論化もあまり行わなかった。この間、官僚として台湾の植民地統治や朝鮮併合に

¹ 国家神道の基礎となる復古神道を唱えた平田篤胤は、妖怪や呪術にも関心を持っていた。とはいえ柳田は平田国学の観念的側面を嫌い、常民文化から遊離した国家神道を批判した。

も関わりながら（それについて柳田は沈黙をしている）、日本の農政や協同組合について発言していたが、1910年代になるとそうした発言も少なくなり、民俗学の研究に没頭していく。

1914年には貴族院書記局長となるが、1919年にはそれも辞して朝日新聞の論説委員となった。また、1921年から1923年まで、国際連盟委任統治委員会に勤務してジュネーブに滞在し、その間、ヨーロッパの民俗学や人類学の研究を読みあさった。帰国後は、朝日新聞の論説委員を務める傍ら、民俗をめぐる論考を次々と発表したり雑誌『民俗』を立ち上げたりするなど、日本民俗学の確立と後進の育成に努めた。このころ柳田は、周縁的な人々の文化から平地の水田耕作民に関心を移し、彼らを日本文化の本質的な要素を担う中核的社会集団とみなし「常民」と呼んだ。そして日中戦争の進行とともに日本の精神文化・民俗信仰に関心を移すと、柳田は常民の中に、国家神道の根底にもある、日本独特のカミ信仰を見出すようになった。

一方、柳田自身は社会主義運動に身は投じなかったが、社会主義運動は否定しなかった。近代化論者の柳田はマルクス主義の議論にも注意を払い、日本資本主義論争では労農派に近い立場から発言を行い（しかし他方で柳田は、講座派のリーダーの一人で、のちに転向して植民地政策を支える平野義太郎と親しく交流するなど、単純な色分けは難しい）、従来の政党が地主に基礎を持っていたことを批判して無産者政党への期待も持っていた。桂と木藤は、柳田の農政学や民俗学がクロボトキンの相互扶助論に深く影響されていた点を重視する [桂・木藤, 2017: 185]。協同組合は、クロボトキンなどのアソシエーション社会主義者や無政府主義者たちが、理想社会の基礎と考えた社会組織であった。

戦後は民俗学の活動が評価され、枢密顧問官として日本国憲法の成立に立ち会うほか、靖国神社の立て直しに協力し、さらに近代化や民主化のために国語や社会科の教育にも関わるなど、1962年に亡くなるまで民俗学の知見を社会に生かす活動を続けた。「民俗学」を *rural economy* とも訳した柳田は、民俗学を失われつつある慣習の趣味的な収集ではなく、社会のための実用的学問と考えていた（しかし日本民俗学は事物収集の学問から抜け出すことが難しかった）。

3. 産業組合法

(1) 明治期の経済情勢

明治政府の近代化政策は、当初から順調には進まなかった。1877年に、武士の特権廃止に反発した武士が西南戦争を起こしたが、明治政府は多額の戦費調達のために不換紙幣を濫発し、急激なインフレを引き起こした。しかし、1881年に大蔵卿となった松方正義がそれを鎮めるために緊縮財政を敷くと、今度はデフレが発生した。

松方デフレは農村を大きく変化させた。それまでの農村の自治的行政単位は、江戸時代に成立した「近世村落共同体」であるムラ（大字）であり、入会地、林野、水利施設などの共有資源を保有・管理する一方、氏神祭祀や貢租納入の単位でもあり、幕藩権力もムラの自治には介入できなかった。ムラはイエの集合体であり、イエは生計と祖先祭祀の単位であった。イエは分家が本家の周りに集まって同族集団を形成した。

それぞれの同族の中では本家が手作地主となり、その多くが自小作である分家との間で相互扶助が成立した²。さらにムラでは、富農や地主は貧農や小作を助けなくては、共有資源の維持管理や貢租が難しく、また貧農や小作も生活の安定のためには富農や地主の支援を必要としていた（ただし入会地の利用は地主に限られた）。さらに、名付け親や講、若者組などの種々のネットワークや集団によって、ムラの人々は互いに結び付けられ、ムラの義務に縛られた。ただし、こうしたイエとムラのあり方は、地域ごとや村ごとに差異も大きかった。明治政府による町村制の導入で、複数のムラが一つの行政村に統合されたが、従来のムラも大字として存続を続けた。そして政府の家族国家イデオロギーにより、イエ内部での家父長権は強化された。

しかし松方デフレで農産物価格と地価が暴落すると、農地が一部の地主や高利貸の手に集積し、多くの自作農が零細な小作農へ転落し、さらに零細農家の一部は都市に流出して下層労働者となった。他方、土地を集積した地主たちはもはや農業には従事せずに、小作料として現物納付された農作物を市場で売る不在地主（寄生地主）となった。農村での貧富の差の拡大に、凶作、高率小作料による農家の窮乏化が重なり、老農は秩父事件（1884年）など頻発する騒擾事件を主導した。また産業革命の進行は農村家内工業の衰退と農家経済の貨幣経済化を促し、官営工場の払い下げを受けた民間資本は財閥化し、都市の労働条件は悪化していった。

住民の大半が農民であった明治時代の日本では、農村の窮状は政府の正統性を脅かした。政府は老農が自由民権側につくのを警戒して老農を重用した。こうした中で農業政策には二つの考えが現れた。農業経済学者の武田はそれを、開明派と保守国粋派と名付ける[武田, 1999: 103-115]。開明派は大久保利通や松方らで、大規模農業を育成し欧米農法を導入して農村の近代化を目指した。明治政府は当初、この方針に従って老農・豪農を対象に近代化政策を推し進めた。しかしこの政策は、農民の大半が小農であり、大農は寄生地主化したために破綻し、開明派は在地地主を保護し、小作農を自給生産に閉じ込めることで商工業の発展を図る方針へと転換した（近代技術の導入は、農学校の卒業生組織を母体に1899年に富農により設立された、農会が積極的に推進した）。他方、国粋保守派は山縣有朋首相の人脈に連なる平田東助や品川弥二郎らを中心に、国家支配の安定を目指した。例えば品川にとって、子は親に従い、分家は本家に従うように、臣民は天皇に従うものであり、農業はイエの基本であり天皇制国家の基本でもあるので、農業は商品経済に取り込む必要はあるが、イエという枠を超えた農業経営の大規模化は否定された。開明派と国粋保守派は、主導権争いをしながら明治中期の農政を形作っていった。柳田は、人脈上は山縣に連なるとはいえ、開明派とも国粋保守派とも一線を画し、自由主義的な手法により小作農を商品経済に取り込むことを考えていた[武田, 1999: 115]。

他方、1890年ごろから各地で小さな営農組合である「農家小組合」が、自発的に作られていった。農家小組合は、当初は旧来の伝統的な村落共同組織（講や隣組）が、農業技術指導の実行単位となったものであったが、やがてムラの様々な総合的な機能を担うようになり[鈴木,

² ヨーロッパでは封建領主は近代化とともに地主に転化した。日本では封建領主（大名権力）は土地から切り離されており、しかも彼らは明治維新によって土地所有からは排除された。村では、高利貸や商人、上層農民が地主であったが、地主たちは社会階級としてまとまることはなかった[斎藤, 1989: 184-185]。

1970: 293-295]、また養蚕、養鶏、果樹といった特定の活動の振興のために作られたものも増えていった[棚橋, 1955: 9]³。さらに、この時期にはほかにも、報徳社運動で作られた信用組合、平田らが指導して作った信用組合、輸出用商品作物（特に生糸・茶）の販売のために自発的に作られた販売・購買組合などがあった[斎藤, 1989: 7-15]。

（２）協同組合政策の成立

平田と品川は明治初期に若手官僚としてドイツに留学し、ドイツで普及していた信用組合に関心を持ち、帰国するとその紹介を始めた⁴。当時の政府は、不平等条約改正のために議会開設・地方自治制度確立を目指していたが、自由民権運動の盛り上がりの中で、貧困層の増大による社会主義政党の台頭や政党政治による中央政界の混乱を警戒していた。権威主義を志向する山縣は、中央政界が混乱しても地方が安定していれば政府は安定すると考え、その一環としてドイツ社会政策学を採用し、地方において信用組合により小作農を商品経済に取り込む必要を説いていた平田らに、信用組合法案を作成させた。

政府は 1892 年に信用組合法案を議会に提出した。この信用組合法案は、脆弱な地方自治の財政基盤の補完、民権運動の抑制、農家負債の軽減、小農保護などを目指していたが[斎藤編, 1979: 8-9]、平田の意に反して、組合員に投票権が与えられないなど、必ずしも貧農を支援するものではなかった。この最初の法案は審議未了で不成立となったが、それでも平田と品川は独自に信用組合をいくつか創設した。

ついで 1897 年に改めて産業組合法案が提出され、再び審議未了となった。しかし 1898 年から翌年にかけて恐慌が発生し、物価高騰と労働者・貧農の生活の窮乏化が進行する中で、労働運動と社会主義運動が結びつき始めた。また対外的には対ロシア戦への警戒も高まっていた。こうした中、貧困者の増大を防いで社会主義運動を抑制するとともに、対ロシア戦に備えて食糧を増産し、さらに武器購入のための商品作物の輸出増大を目指す政策の一環として、産業組合法案が若干の修正を経て再提出され、1900 年によく成立した[斎藤編, 1979: 16-17]。

産業組合法は、信用組合、販売組合、購買組合、生産組合の 4 種類の協同組合を挙げ、これらの兼営を認めているが、信用組合以外の協同組合での脆弱な資金基盤ゆえに、信用組合と他の業種との兼営は認めてない（ただし、その後 1906 年に信用組合も兼営が認められる）。また、加入金は取らず出資金はみな同じ額とし（額は明示されなかった）、最低組合員数を 7 人とした。産業組合は、農商務大臣の監督に下に置かれて急速に数を伸ばした。1905 年には平田は大

³ 農林省の報告によれば、農家小組合は 1925 年では 79,690 組合、1928 年では 157,439 組合と、1920 年代に急速に増加している。この報告では、この農家小組合を、地区別組合（一定小地域内の農家全部の協同による組織、108,665 組合）と事業別組合（副業、協同作業、金融等の特定の事業を目的とする組織）に大別したが、前者は村の組織とほとんど同じであった[農林省農務局, 1930: 緒言 1-2]。

⁴ イギリスやフランスより政治的統一と産業革命が遅れたドイツでは、投資資金を集めるために信用組合が、特に農村に適合した方式を考案したライファイゼン Reiffaisen と、中小の都市商工業者向けの方式を考案したシュルツェ＝デーリチュ Schülze-Delitsch の二人の努力で、各地に作られた。日本ではライファイゼン方式を推した開明派の横井らと、シュルツェ＝デーリチュ方式を推した国粋保守派の品川・平田らが論争し、折衷案が産業組合に採用された。横井らは、地主の主導による地主と小作の共存を理想とし、小作争議を夫婦喧嘩のようなものと軽視した。

日本産業組合中央会を設立し、自らその会頭となった。

4. 柳田国男の協同組合思想

(1) 農業政策論

1900年に農商務省農政局に就職した柳田は、産業組合法の普及活動に従事したが、彼の産業組合論は彼自身の農業政策の理解に基づいていた。

彼はまず社会政策学に沿って、自由主義経済では貧富の格差は拡大するので、不平等を是正し弱者を保護するために経済政策による国家介入が必要と説く[『農政』:191-192]。その上で、経済を各種の階級（農業者階級、工業者階級、商業者階級など）が連動するものと捉え、農業だけを重視する農本主義を退ける一方、政府・官僚は、これから生まれて未来を担う人々も含めた、人民全般の利益を守るべきであると指摘する[『農政』:193-195]⁵。そして、市場経済化に伴って農家経営も市場経済に巻き込まれていくことを必然と捉え、農業政策の目的を、農業生産物総額の増加と、人々がその生活状態を改良し幸福を増すことにおく[『農政』:198-199]。

柳田が重視したのは、市場経済の中で農家が一定の生活水準を実現し、独立して家族を支えていくことである[『農政』:241-242; 『時代』:154-159]。柳田によれば、以前は多くの農民は地主でもあり、地主と小作は先祖代々同郷の者同士で互いに助け合ってきたが[『農政』:208; 『政策学』:323; 『農政論集』:42-43]、寄生地主の増加は小作農の増加と零細化を招き、小作争議の激化を招いた。そうした中で、彼は地主だけを保護しようとする政府を批判し、地主への土地集積を防ぐ必要を説き[『中農』:417; 『農民史』:290-291]、小作農家の自律的経営と生活を守る方法として、当時の農家の大半を占める、耕作面積が1ha以下の小作農を、耕作面積2ha程度の自立可能な中農に養成する、小作農家の自作中農化を主張した。

小農の規模拡大については、柳田は税制を通じた農地所有権の耕作者への移転を推奨する一方、農村からの人口流出を容認し[『農政』:231-233]、自立化できない零細農民の離農を勧め、離農者を吸収するために地方工業の振興と地域産物の活用を訴えた[『農政』:274-275]。また、資金力のない小農民の規模拡大を支援するために、小農民自身による共同開墾と交換分合、そして農地細分化の阻止を提案する一方[『農政』:242-247]、病虫害対策や品種改良など個人での対応が難しい問題へ対処するために、政府の介入の必要を訴えている[『農政』:247-253]。また、小作は小作料を現物で支払い、地主はそれを市場で現金化するという小作制度は地主しか潤さないと指摘し、小作料の金納化による小作への利益還元を訴えた。

分配政策の重要性も指摘し、資源分配を市場に任せておくだけでは寄生地主に利益が集中して小農民の窮乏化を招くとして[『農政』:269-273]、ここでも政府介入の必要を指摘する。また、都市消費者は廉価な食料を求め、農民は高い販売価格を求めるので、その調整を政府が行う必

⁵ 未来に生まれてくる人を人民に含める点は、イギリスのE. パーグの思想とそっくりである一方[桂・木藤, 2017: 47-48]、イエを過去から現在を通して未来にまで続く実体と見るイエ観 ([『世相』:307-325]) と通底し、さらに天皇制国家観と連続する。

要があると述べる[『農政』:277-280]。

中農養成と小作農の自作化という柳田の主張は、当時の政府の政策とは対立した。政府は、国の経済の中心を担う小農民の数を維持してその農業生産を保護し、新技術導入を強制し、生産力の強化を目指して農村からの人口流出を防ごうとする一方、寄生地主制の問題には触れなかった。これに対し柳田は、コストを考慮せずに単に農業を保護し生産拡大を求めるだけの政策を農業国本主義として批判し、強制や補助金による新技術の導入は、農民自身の経営判断を誤らせ自立を阻害し[『農政』:241-242,255]、地主を潤すばかりで、穀物の騰貴・農法の集約、耕地の細分、地価の高騰、農業の萎縮、地方窮民の増加、小作争議の悪化を招くとした[『農政論集』:3-15]。こうして彼は上司と対立し、農商務省を離れることになる。

(2) 協同組合論

柳田の産業組合論は、大地主ではなく、弱者となった資本を持たない独立経営者・自営労働者(小農小工)を対象とする[『組合』:3]、中農育成・貧困撲滅策の一環であった[『二十五年』:467]。すなわち、経済の発展の中で、貧富の差の拡大や、家族や村の祭祀の衰退といった問題を解決するのが協同組合であり[『組合』:4-8]、協同組合により小作農が団結して効率的な土地分配を実現すれば、小作農が土地を占有できると強調する[『農政』:256]。

柳田は産業組合を、「同心協力に由りて、各自の生活状態を改良発達せんがために、結合したる人の団体なり」と定義した[『組合』:12]。「同心協力」とは「他人の保護救援を仰ぐよりも対等の人が相結び互いに助けて之を凌ぎ行く」、「協同と自助」のことである[『組合』:45-46]。協同組合は、利益を追求する一般企業とは異なり、不利益の最小化と生活の安定の追求を目的とする[『組合』:13-15]。そのため協同組合には誰でも参加はできるが、その出資金は10口を上限として、富者が協同組合の運営を左右することを防ぐべきだとした[『組合』:13-15]。

各産業組合は、担保がなく「自己の勤勉と正直以外に信用の基礎を持たない」小作農のために、(ライフアイゼンのように)地理的な小区域で設定して、その区域内の農民たち自身の預金に基づいて、対物信用ではなく対人信用による小口貸出を行う[『政策学』:391-392]。ここでは、数百年と続いてきた郷党の結合心と道徳の基礎であるムラ(大字)の日常的な社会関係が、個々の組合員の信用の基盤ともなると述べた上で、産業組合は江戸時代から続く頼母子講や融通講が近代化したものであると指摘する[『組合』:91-93]。柳田は、投資が必要な資本主義経済の下では、貧困は個人の怠惰の問題ではなく社会構造の問題となったため、その解決のためには新たに信用組織が必要であると考えていた[『時代』:92-109]。

柳田は、信用組合で貯蓄を増やすために、販売組合、購買組合、生産組合の併用が望まれると指摘する。そして、利益を追求する販売組合は規模の経済が働くため、狭い地理的範囲に区切る必要はなく[『組合』:99-101]、販売コストを下げる購買組合では、販売価格は一般の市場価格とすることで転売の危険をさけ、その差額を組合の内部留保とすべきであるとし[『組合』:112]、生産コストを下げる生産組合では、全てではなく一部を共同することで高い利益が得られると指摘している[『組合』:119]。また、地主から土地を借りて小作に配分する「小作組合」

により、寄生地主制の弊害を回避することも提案している[『組合』: 127-128]。

1906年に信用組合と他の協同組合との兼営が認められると、柳田は、産業組合を通じた共同販売・共同購入・共同生産で、中農は最低限の土地を所有し自立経営ができるようになると指摘した[『農政論集』: 47-51]。そしてさらに、販売組合が中間業者から取って代わることにより、より適正な価格での取引が実現すると期待する[『農業政策』: 466-467]。また、新しい農業知識（単なる技術的知識だけではなく、地域の実情にあった農業知識）の普及への役割も、産業組合に期待した[『農政』: 265-267]。

柳田は、江戸時代末期から二宮尊徳が始めた、協同組合的な報徳会の活動に注目する。ここでは篤志家の農民たちが資金を出し合い、優れた農民への報奨金による生産奨励、新技術導入活動、あるいは信用活動を行っていた。柳田は、信用活動は副次的で資金基盤を篤志家に頼っている点や、その活動の仕方も近代的ではない（必要な人に資金供給ができない、無利子と言いつつお札という利子を取る、貸付が「褒賞」という形をとるなど）点を指摘し、近代的な信用組合への脱皮の必要を指摘している[『時代』: 119-127]。

（3）協同組合とムラ

経済学者の棚橋は、近代的協同組合では人々は経済合理的な利害で結びつくのに対し、村落の共同生活はそうではないので、協同組合と村落の共同生活は互いに矛盾すると指摘する[棚橋, 1955: 84]。これに対して農業経済学者の横井時敬は農家小組合について、伝統的な部落の組織と結びつくことで発展できると指摘しており[横井, 1925: 51]、柳田は横井の小農保護論は批判してはいるが、協同組合の成立の基盤に関しては横井と同じように考えていた。そしてのちに、政府は産業組合以前からの相互扶助組織（講、ユイ、三倉、報徳会など）を遅れた組織として切り捨て、新しい組織を押し付けたために、産業組合は貧しい人を救う共同組織にはなれなかったと指摘している[『世相』: 377-279]。

柳田は、産業組合に関わっていた当初は、農村の共同体的慣習は明治維新とともに崩れたと考えていたが、農村を巡り歩くうちにそうした慣習が各地に生きていることに気づき、1910年には『村の土地は村で利用する』と云う思想は、歴史上の根拠を持って居る思想でありまして、今日の社会となりましても暗々裡に存外大きな力をもって居ります」と指摘している[『時代』: 15]。柳田は、ムラは水資源、燃料、および労働組織（ユイやオヤコ）などの経済を統一し、ユイを通じて労働を管理しており[『農民史』: 174]、宅地と農地は個人が占有するが、その他の土地はムラで共有されていたと指摘する[『農政論集』: 244]。ムラは政治的にも個々の農民の生活に強い制約と影響を与える集団で、ムラに住む個々の農民はその多数決に服従することがその利益となる、連帯責任と相互制裁の単位であった[『農民史』: 171, 184-185]。柳田は、こうしたムラが協同組合の同心協力の基礎にあると考えていた。

5. 農業協同組合の展開

(1) 明治・大正期の展開

産業組合は、柳田が期待したようには展開しなかった。各地で設立された産業組合は、実際には資産や地位のある在地の中小地主による地主組合にとどまったり[『組合』:5; 斎藤, 1989: 8]、または部落組織を実態としていたりした[斎藤, 1989: 28]。政府からは勸説や広報以外の資金的な支援はなく、産業組合は(柳田の主張に反して)外部資本に大きく依存し、銀行融資だけを目的に産業組合を作ることも多く、柳田は資本を最も必要とする小作農には手が届かないと批判した[『組合』:11; 『政策学』:392-393; 『農政論集』:73-75]。そして、組合長や理事だけが走り回り地域社会から遊離して[『農政論集』:191, 204-208]、新規加入者を拒否する一方[『道徳』:433]、本来助けるべき貧しい人を助けずに旦那衆を保護して利益を与える組織にとどまったと指摘する[『都市と農村』:349-350; 『世相』:278-279]。

しかし経済史学者の斎藤は、産業組合を農民が自発的に部落(大字)単位で作っていた点を強調し[斎藤, 1989: 21-31]、産業組合の成立基盤として「自治村落」の存在を指摘する。「自治村落」とは近世村落共同体であり、封建権力に対する農民の対抗組織として作られ、明治維新後も存続し続けたもので、近隣組織や同族組織を基礎に構成員の間には相互の信用・信頼関係が成立した[斎藤, 1989: 32]。斎藤は、単純再生産を志向し儉約を構成員に強制する信用組合は、生活を共同する部落なしには、経済合理性だけでは不可能だったと指摘する[斎藤, 1989: 32-35]。中小地主が産業組合を推進したのは、部落幹部の彼ら自身も耕作者であり、小作を支援して地主と小作の対立を回避し、部落の財政的窮乏化に対処するためであった(彼らはしばしば、自らの土地を部落の資金調達への担保とした)[斎藤, 1989: 37-39]。大鎌は、農村団体のリーダーは国家政策の論理と自治村落の論理をつなぐインターフェイスだったと指摘する[大鎌, 2009: 83]。

とはいえ松方デフレ以降、地主が寄生地主や産業資本家になると、柳田は地主と小作の間の相互扶助が破壊されたと嘆いている[『中農』:418]。しかもコメ販売は大地主が担ったため、中小地主主体の産業組合はコメ販売を扱わなかった。しかしその後、政府は小農保護策として自作農創設を掲げ、それが産業資本の利害とも一致したため、寄生地主は政策の障害となっていった[斎藤, 1989: 196]。

農民の組織率は1910年でも10%と、産業組合は低迷を続けた[斎藤, 1989: 15-21]。この状況について岩本は、柳田が提案した中農の養成や小作組合の結成、小作料の金納化などは、どれも政策としては採用されず小作争議の悪化を招いたと指摘する[岩本, 1976: 179]。政府は1906年には信用組合の他事業兼営を、1909年には連合会設置を、さらに1917年には出資口数制限を緩和し員外貯金を許可、経済資金貸付を許可したが、産業組合は地主組合であり続け、数も増えなかった。第一次世界大戦下の好景気では農村経済も好転したが、政府は農業生産拡大と商品化ばかり推進し、産業組合は積極的には支援しなかった[斎藤編, 1979: 61-62]。

1920年に戦後不況が始まると、食糧不足が深刻化し、主要農産物の米・繭の価格が低迷する一方、労働市場の拡大で都市労働者の賃金が小作収入を上回り、小作たちは都市労働者と同等の収入を求めて小作料の引き下げを要求して小作争議が頻発・激化した。高賃金を求めた小作農の都市流出で大規模農業経営は行き詰まり[斎藤, 1989: 181]、不在地主の一部は自作地主化する

るとともに、小作上層が自作農化し始め、中規模農家への標準化と農民的小商品生産の進展が本格化する。こうした中、都市への安価な食料供給と、農家維持のための食料価格の維持が必要となり、この矛盾の中で、農産物流通は、中小商人から大財閥の手に移っていった。

政府も価格・流通対策を取り始め、小作争議には弾圧と懐柔で対応したが、地主・小作関係の改善を目指した土地立法は失敗した。そこで政府は産業組合を農民懐柔策として重視し、1925年の中央金庫と全国購買組合連合会の設立など全国連合会の育成、農務局産業組合課の創設など行政による管掌の整備、そして1927年以降は農業補助金や預金部資金の産業組合を通じた農村への投下を実施した[斎藤編, 1979: 63]。

地価の低迷の中で寄生地主たちは小作農家と協調し始め、富農から没落した自作地主は新たな村の支配層となり、小作農から上昇した自小作中農は小作争議の中核を担い[森, 2005: 20-25]、小作料の低下で下層農民も生活が安定して協同組合に参加しやすくなった。千石興太郎ら産業組合の指導者たちはその精神性や道徳性を強調し、産業組合は宗教とすら呼ばれるようになった。こうして急速に農村の協同組合は数を増やし、産業組合は地主も小作も参加する階級協調的な全層的組織となったが、同時に政府の要請・統制と村内の条件が拮抗する場ともなった。しかしその内実は、確かに地主の遊休資金を預金として蓄積し、零細農が必要とする販売・購買事業に資金を回していたが、しかし高リスクゆえに産業組合の販売・購買事業は低迷し、かわりに農家小組合がそれを担っていた[斎藤編, 1979: 66; 森, 2005: 29-35]。この頃、地主組合となっていた産業組合から取り残された小作たちは各地で農民組合を作り、農民組合が産業組合を乗っ取るという方針を1927年に確認した。柳田は農村の危機について、農家の零細経営と地主制だけではなく、都市による農村の収奪も批判し、農村の小作と地主との分断が農業問題の解決を難しくしていると考えた[『都市の農村』: 272-274, 350-356]。そして1929年には、産業組合がまだ貧困を解決できないことを嘆きつつ、やがて全ての経済が協同組合に統合されると予想している[『理想郷』: 68-71]。

(2) 昭和恐慌から戦争期の展開

大恐慌から終戦までの時期には、産業組合は大きく変質し今日につながる特徴を帯びていく。大恐慌が日本に波及し1930年に農業恐慌が始まると、農村の経済構造も変化した。農産物価格と土地価格は暴落し、寄生地主はさらに一層、土地を売り出したり自作農に転換したりし始めた。この寄生地主の自作農への転換は、新たな小作争議を引き起こしたが、同時にのちの農地改革の地ならしともなった。

産業組合も経営が急速に悪化した。その上、満州事変が1931年に始まると、政府には産業組合に割く資金はなくなり、産業組合は自主財源経営が増えていった⁶。その中で政府は、1932年に農山漁村経済更生計画を実施した。そこでは、「勤儉貯蓄」「自力更生」「共存共栄」と、政府に頼らない精神主義が強調される一方、産業組合はこの経済更生計画を実施する機関の一つ

⁶ 1930年に農林省は農家小組合について、逼迫する農村経済の打開には政府の政策では不十分で、農民同士の協力と共存共栄の精神によるしかないと、政府の役割を放棄したような指摘をしている[農林省農務局, 1930: 緒言 1-2]。

とされた。1933年に始まる産業組合拡充五カ年計画では、産業組合の全戸加入による大衆化、4事業兼営化、有限責任から補償責任への転換、系統利用の促進、協同組合教育の徹底という、1925年の産業組合振興刷新計画の方向をさらに強化した。この過程で、戦後の農協の基本的形態である、三段階の階層性（村の単協・県の連合会・全国の連合会）が生まれる一方、準行政機関化が確立した[東畑, 1936: 99-100]。斎藤によるとそれは、全国的中央組織の産業組合中央金庫を通して政策資金を投下するようになったこと、米穀統制法（1933年）と米穀自治管理法（1936年）を通じて、産業組合が政府の米の価格統制・流通統制の実施機関となったこと、そして、元々の多肥農業という特徴の上に化学肥料の流通が増加した時に、大恐慌に直面した肥料資本が産業組合の購買事業と結びつくことで実現した[斎藤, 1989: 119-122]。

この時期の産業組合は、富農・中小地主たちの預金・払込済出資金を原資に小農のための事業を行うという、富農の犠牲で成立し、その見返りとして富農は村内の小農に対する共同体的な監視機能を高めた[斎藤編, 1979: 77-78]。こうして産業組合は、農業投資の不振に直面した上層農民には遊休資金の資産運用機関に、家計の切り詰めを強いられた下層農民には単なる仲買人になり、農民的小商品生産の停滞、小農の市場からの断絶の継続、地主制の衰退（特に西日本において）という、従来の傾向は変えられなかった[斎藤編, 1979: 87-88]。

寄生地主の没落と一部小作の自作農化で農村が徐々に平準化すると、ムラでは富農による監視と精神主義的な天皇制イデオロギーで、ムラの論理が強化された（その際、話し合いという形で異論は排除された）[斎藤編, 1979: 114-117]。こうしたムラの論理によって産業組合は安上がりな農政機関となった。また、小農による産業組合の乗っ取りを主張した農民運動も、小作農が産業組合へ大量加入すると、1933年には産業組合の中での小作農の生活向上を目指す、穏健路線に転換した⁷。こうして産業組合拡充計画は、農家の加入率を高め、また産業組合の事業規模も拡大した。また、産業組合は制度的に道府県ごとに統制を受けることになり、農村における自作農の増加とともに、戦後の日本農業の基礎が作られていった。しかし柳田は産業組合拡充運動には批判的であった。彼は、協同組合は本来、個々人の人格の尊重に基づくべきなのに、産業組合の発展はごく一部の人間の（自分を殺しての）献身と政府からの補助で実現したもので、そこではユイにおける互いの対等の精神すら失っていると指摘し、数が増えればいいというものではないと論じた（『農村生活』: 85-91）。

日中戦争が続いて国内での食糧増産圧力が強くなり、やがて近衛新体制運動が始まると、政府は産業組合に農家の全戸加入を義務付け、農村の統制を強めた。食糧管理制度の導入でコメが配給制となったほか、産業組合を農会と統合して農業会に組み直して、食糧管理制度を含めた政府の農業行政の末端機関とすることで、農村の総動員体制が実現した。しかし、農業会はもはや協同組合ではなく政府の戦争遂行のための準行政機関となり、農民たちは不満を抱くようになった[斎藤編, 1979: 136]。

⁷ 産業組合拡充運動は、他方で満蒙開拓を推進することで戦争イデオロギーの普及にも貢献することになった。なお、こうした満蒙開拓の推進には、民俗学者の早川孝太郎が活躍したが、彼において産業組合拡充運動と民俗学とは、別個の活動であり続けており[網澤, 2019: 209-210]、論理的に断絶している。

(3) 戦後の展開

敗戦でアメリカによる占領が始まると、GHQは農業会を解体し、その指導者の多くを公職から追放し、新たに民主的で政府から独立した農業協同組合の設立を検討し始めた。また農地改革の実施で不在地主が農村から排除されると、自作農化した農民たちは生産を急速に拡大した。ただしこれは、はすでに1930年代の昭和恐慌時からの寄生地主後退の傾向を制度的に後押ししたものであった。

1947年に農業協同組合法が制定されると、次々と民主的な農業協同組合が作られていった。ただし、農業協同組合の設立に積極的に動いたのは、中小の在村地主でもあった産業組合や農業会の事務職員たちであったため、農業協同組合は、産業組合・農業会の系統体制や人材をそのまま受け継いでおり、農業会の看板の付け替えとも指摘された[斎藤編, 1979: 141-144]。しかし、戦後の急激なインフレに対処するための緊縮財政が実施されると、日本経済は急激な不況に突入し、同時に次々と生まれた農協の多くは経営破綻した。

1951年に独立を回復すると、破綻した農協の救済のために農協の政府統制が復活した。農政局長の東畑四郎（のちに農林事務次官）は、農協は政府の末端機関であると主張し、農協を再び全戸加入の準行政機関として、戦時中の食糧配給制度を引き継いだ食糧管理制度の担い手とした。1961年に農業基本法が制定されると、小作料の金納化、自作農の創出、経営規模拡大といった、柳田が1900年代に主張した農業政策が展開され、柳田農政学の再評価も始まった。この戦後農政で農協は中心的な役割を果たすようになる。すなわち、農業近代化のための政府の農業構造改善事業（機械化、圃場整備など）は農協を通して行われ、さらにコメが生産過剰となると、1971年から生産調整（減反）政策が農協を通して実施されるようになった。その中で、農協はその経営規模を大きく発展させ、農業以外の事業（消費組合事業や農業と関連しない信用事業、さらには不動産事業など）にも積極的に進出していった。

戦後の農協について大田原は、3つの特徴を指摘する[大田原, 2003: 4]。第一は三段階制で、末端には各自治体ないしは集落には単位農協、ついで県レベルで単位農協を統合する経済連、そして経済連を統合する全国組織の全農が組織化された。また単位農協内には、戦前の農家小組合の系譜を引く、集落ごとの小組合が作られていることもある。第二は全戸加入で、対象地域の全ての農民が農協に加入することで、一定の経済規模を実現した。第三は、それぞれの単位農協が総合農協という特徴を持つことで、単に農産物を集荷して共同販売するだけでなく、購買、営農指導・技術指導、さらには信用活動まで、農村に関わるほとんど全ての経済活動を包括している。また、信用活動については農民でない人も、准組合員として融資を受けることができる。その結果、村によっては、農業関連事業はもちろんのこと、それ以外の村内の経済活動のほとんども、農協によって担われることになった。

このように、日本の農業協同組合はヨーロッパの農業協同組合や柳田の構想とは異なり、戦後になっても、常に政府の主導で展開してきた。とはいえ、農民は常に政府に対して受動的だったわけではない。むしろ、この機構を通じて農民は積極的に農政に関わろうとしたのであり、

全農民を従えた農協は、医師会や労働組合と並ぶ政府への圧力団体に数えられるようになった。民俗学者の杉本は、普通選挙の普及にあたって柳田は個人の自立に期待したが、実際の選挙はムラの民俗に根ざしたムラ選挙であり続けたと指摘するが[杉本, 2017: 309-313]、こうして選ばれた国会議員も、準行政機関としての農業協同組合も、同じ論理に従っていた。戦前は、国民の多くを占めた小作農は、共産主義政党の主要な支持基盤となっていたが、彼らは自作農になると保守政党（1955年以降は自由民主党）の堅固な支持基盤となった。こうして、農協は非公式な政治的機能も持つことになり、国政選挙にあたって農村では農協の意向は重要となった。彼らの支持を得た保守政党の国会議員は、党での議論を踏まえて政府の農業政策の方向を決め、その政策に従って、農協を通じて多額の政策資金が農村に投下された。このように、農協、国会議員、農水省の、3者は密接な協同関係を築いていた。こうした農協システムは、加入者を増やし事業規模も拡大させることで、世界一の協同組合組織となった。しかし、農協の戦後の発展に関して忘れてはならないのが、1930年代の産業組合と同様に、その社会的基盤がムラにあるということである。実際、戦後においても政府は農業政策実施の単位としてムラを想定し続けたのである[安藤: 2019: 4-5]。

しかし、このような農協の展開と同時に、日本農業の衰退も始まる。1960年代にはすでに、都市人口の増大と食生活の変化とともにコメの消費量の減少が始まり、それに伴いコメの生産過剰が問題となるようになり、1971年に始まるコメの生産調整＝減反政策へとつながる。他方で、農業人口の減少と農業収入の減少に伴い、農村から都市への出稼ぎが一般化し、農業の担い手不足が顕在化していった。そして、1980年代の世界的な新自由主義の潮流と GATT 交渉の中で農産物貿易自由化が迫られ、特に食糧管理制度が 1995 年に廃止され、減反政策も 2018 年に廃止となると、これらの政策実施の要であった農協の役割も再考を迫られ、農協は政府からの自立が求められるようになった[太田原, 2003: 3]。また農協の社会的基盤のムラも、農家の減少と人口流出により、維持することが困難となりつつあり、農業政策の受け皿も容易に見つからなくなってきている[安藤: 2019: 21]。杉本は、柳田が期待した公正な選挙が実現するようになると、人々は政治そのものから関心を失ってアノミー化しつつあると指摘する[杉本, 2017: 314-315]。このような農村と、農協や農業をめぐる状況の変化は、おそらく柳田国男が想像していたものを大きく超えたと考えられるが、これ以降は本論の検討の対象から外れる。

6. 柳田国男と日本の協同組合

(1) 柳田協同組合論の射程

柳田は、農民たちはいずれ市場経済の中に巻き込まれていくと考え、その中で日本の農業経営が自立的になるためには中農を養成する必要があると、産業組合は零細農を中農に育て上げ、彼らを自立化させるのに貢献すると考えた。しかし、現実はずし柳田の期待通りの展開にはならなかった。ここでは、柳田の構想が現実化したものと現実化できなかったものについて検討することで、柳田協同組合論が見たものと見なかったものを検討してみよう。

農民たちは市場経済に巻き込まれていくという柳田の予想はすぐに現実化した。しかし柳田の予想に反して、産業組合は20年以上、地主組合にとどまり、またその普及も限られていた。

この背景には、柳田の農業政策案が政府には受け入れられず、地主を保護する農本主義に基づいた平田らの農業政策・政府主導の協同組合構想が、政府に採用されたことがあるが、それだけではなく、産業化と結びついた農民層分解の進展が、小作農の自作農への上昇を妨げたからであろう。柳田の中農養成論が期待するような、小作農の自作農への上昇が現実化に向けて動き出し、産業組合が小作農も組み入れていくのは、都市労働者の増加とそれに伴う離農者の増加や小作争議の悪化が引き起こした、寄生地主の没落が始まる1920年代後半からである。しかもその後もしばらくは、産業組合は富農の遊休資金に支えられていた。

この点で柳田はこうした農村の分断を、危機感を持って批判したが、階級闘争よりも自立した自作農による共同性の復活に期待した。もちろん、柳田は農村を調和的ユートピアと見ていたわけではない。親方子方関係のもつ、一方で相互協力的でありながら政治腐敗を生む元凶でもある実態や、また村落共同体の個人を抑圧するような実態も十分理解していたが、それに対しては「個人の自立」による克服を考えていたようである[川田, 2016: 183-185]。

しかし、第二次世界大戦中から戦後にかけての協同組合の発展を見ると、農村と国家をつなぐ政治的な人間関係が重要な役割を果たしていることがわかる。柳田の指摘したように協同組合の発展の基盤には、農村社会の郷党の精神があったが、その郷党の精神は戦後には自民政権を支える基盤となっていった。柳田自身はともかく、日本民俗学は、このような農村を基盤にして政界中央にまでつながる政治的ネットワークの研究については、禁欲的であった。ここにはもしかしたら、民俗学者の福田が指摘するように[福田, 1990: 143]、1930年代の民俗学の確立時期に、政府からの干渉を恐れて事実の収集に禁欲的に専念し、現実の社会や政治との関係を薄めてしまったという事情があるのかもしれない。

戦後の日本の農業協同組合は、世界的にも稀に見る大発展を遂げるが、それは、協同組合の自立という柳田の期待に反して、農政の末端機関となったことによる。もちろん、このような壮大な再分配システムの根底には、民俗を基盤にした農民自身のイニシアチブも無視できない。柳田はそれをよく知っていたが、農政学として発展はさせなかった。

(2) 民俗学と戦争体制

最後に、民俗と政治の関係という点で興味深い、もう一つの問題について簡単に触れておきたい。民俗学とファシズム政権の関係である。ドイツやフランスでは、民俗学はファシズム政権によって都合よく利用された。しかし日本の場合、満州事変以降、政府が民俗学をそのナショナリズム強化に利用しようとはせず、また、柳田自身も天皇制ファシズムに対して距離を取ろうとしていた。なぜこのような相違が生まれたのだろうか。

19世紀のドイツ民俗学(Volkskunde)は、現在の農民の諸民俗を原初のゲルマン性(北方民族)に還元し、農民Bauerの観念に民族Volkの原像を見出した。一方、政治の場面では都市労働者の非人間的な疎外の克服として農民的価値=古代ゲルマン性の復活、すなわち土への回帰

が唱えられ、そこでまさに民俗学が必要とされた[バウジンガー, 2013: 72-74]。ナチスはこうした民俗学の知識を都合よく利用して、そのイデオロギーを作り上げていった[バウジンガー, 2013: 67]。こうした経緯から、ドイツでは戦後、民俗学は敬遠されるようになった。

一方フランスでは、20世紀初頭に現れたヴァン・ジュネップが、それまでの過去の残存物の収集であった民俗学 (folklore) を、科学として体系化した。その延長で民俗調査が各地で行われ、その成果の上にパリ人類博物館に民俗学部門が作られ、それがやがて民間伝承博物館 (ATP) として独立した。しかし 1939 年に親ナチスのヴィシー政権が成立すると、人類博物館にはフランス最初のレジスタンス組織が生まれる一方、ATP はそのままヴィシー政権に協力し、そのためフランスでも戦後は「民俗学」は敬遠されることになった[Bromberger, 2009: 1-2]。

それに対して日本の天皇制ファシズムは「民俗学」を利用せず、柳田は、大アジア主義の構想に一時は乗ろうとしたようだが[桂・木藤, 2017: 66]、大政翼賛体制からは距離を取って国家神道を批判し続けた (しかし敗戦直後には靖国イデオロギーの創出に協力している)。1930 年代以降、柳田は官憲からの摘発を恐れてデータ収集以上の活動を控えたが、福田はそのことが、柳田自身の理論化や実学への志向にも関わらず、戦後の日本民俗学が政治や経済の問題から離れ、個別事象の収集に専念する原因となったと指摘する[福田, 1990: 143]。確かに、柳田の弟子たちの中には民俗学者 (あるいは民族学者) として戦争協力した者もいたが、それもあくまで調査の専門家としてである。なぜ政府は民俗学をプロパガンダに利用しなかったのだろうか。

政府が利用したのは、むしろ農本主義思想であった。一般に、日本の農本主義思想は、極めて多様だが、国家の基本を前近代的な家族制小農経営に見出し、西洋的な近代化思想に抵抗する点で共通し、そして明治国家においては天皇がその農業の守護者=全臣民の家長として立ち現れるため、一方で農民たちに社会や政治の主体としての意識を醸成したが、他方で天皇制ファシズム体制を支えることになり、それが戦後に厳しく批判された [船戸, 2009: 13-16]。

地理学者のベルクは、日本の国粹主義にとって「日本人」の生活は抽象化されて作られたものであり、生活を基礎付ける自然は理念化されステレオタイプ化されて認識されたと指摘する[ベルク, 2009: 298-305]。ドイツとは異なり、日本の国家主義が必要としたのは、民俗学が対象とする (固有名と結びついた) 具体的な事物や慣習ではなく、理念化されユートピア化された農村であった。そこでは産業化による疎外は、農村の慣習への回帰によってではなく、儒教を基礎に親鸞や日蓮の思想を通して一般化され、天皇へと収斂する一連の抽象概念 (「英霊」や「国体」、天皇の大御心) に表される、精神主義によって克服されるべきものであった。大鎌は、内務省が依拠した農本主義は浅薄な社会認識に基づいていたと指摘したが[大鎌, 2009]、そこでは詳細な民俗学の知識は余計なものであったのだろう。

7. おわりに

柳田の協同組合論は、1900 年の時点では、当時の最先端の経済理論を取り入れた議論であった。しかし、日本の協同組合の発展は必ずしも柳田が予想した通りにはならなかった。その背

景には、日本の農村で展開した農民層分解や種々の政治ネットワークの作用があった。柳田はこうした問題を十分に知っていたが、しかしそれは民俗学の理論としては結実しなかった。柳田が期待した農民の相互協力は、戦後に壮大な農業協同組合システムを生み出したが、それはまた、準行政機関化という代償を払うものでもあった。

そして 1980 年代からの新自由主義的な政策の展開の中で、農業協同組合は柳田が危惧した状況がさらに展開しつつある。農家が市場経済にそのまま巻き込まれるという点では 100 年前と同様であるが、人口減少による農村社会の急激な衰退は、おそらく当時の柳田は想定しなかった状況であろう。もし柳田が今日生きていたら、どのように協同組合を論じたのだろうか。

参考文献

- 安藤光義 (2019) 構造政策とむらの関係：歴史的な展開と変容, 『土地と農業』 49: 4-25.
- 岩本由輝 (1976) 『柳田国男の農政学』 御茶の水書房.
- 大鎌邦夫 (2009) 経済厚生計画書に見る国家と自治村落：精神厚生と生活改善を中心に, 大鎌邦雄 (編) 『日本とアジアの農業集落：組織と機能』 清文堂, p. 80-113.
- 太田原高昭 (2003) 日本型農協は自立できるか：「あり方研」報告と農協大会議案の歴史的検証, 『農林金融』 2003(8): 2-12.
- 川田稔 (2016) 『柳田国男：知と社会構想の全貌』 筑摩書房 (ちくま新書) .
- 斎藤仁 (1989) 『農業問題の展開と自治村落』 日本経済評論社.
- 斎藤仁 (編) (1979) 『日本資本主義の展開と産業組合』 日本経済評論社.
- 結秀美・木藤亮太 (2017) 『アナキスト民俗学：尊皇の官僚・柳田国男』 筑摩書房 (筑摩選書) .
- 杉本仁 (2017) 『民俗選挙の行方：津軽選挙 vs 甲州選挙』 鳥社
- 鈴木栄太郎 (1970) 『農村社会の研究』 (鈴木栄太郎著作集第 4 卷) 未来社.
- 武田共治 (1999) 『日本農本主義の構造：老農農本主義、官僚農本主義、教学農本主義、社会運動農本主義、アカデミズム農本主義の比較検討を通して』 東京：創風社.
- 東畑精一 (1936) 『日本農業の展開過程』 岩波書店.
- 棚橋初太郎 (1955) 『農家小組合の研究』 産業図書.
- 網澤満昭 (2019) 『農本主義という世界』 風媒社.
- 農林省農務局 (1930) 『農家小組合に関する調査』 .
- バウシンガー, H., (2013[1978]) 『フォルクスクンデ〜ドイツ民俗学：上古学の克服から文化分析の方法へ』 河野真訳, 文緯堂.
- 藤井隆至 (2008) 『柳田国男：「産業組合」と「遠野物語」のあいだ』 (評伝・日本の経済思想), 日本経済評論社.
- 福田アジオ (1990) 「日本の民俗学とマルクス主義」 『国立歴史民俗学博物館研究報告』 27: 137-166.
- 船戸修一 (2009) 「農本主義」研究の整理と検討：今後の研究課題を考える, 『村落社会研究』 16(1): 13-24.

- ベルク, A., (2009[1986]) 『風土の日本：自然と文化の通態』 篠田勝英訳, 筑摩書房（ちくま学芸文庫）。
- 森武麿 (2005) 『戦間期の日本農村社会：農民運動と産業組合』 日本経済評論社。
- 柳田国男 (1964[1903]) 『最新産業組通通解』 (定本柳田国男集第 28 巻 p. 1-131) 筑摩書房 (『組合』)。
- 柳田国男 (1964[1903]) 『農政学』 (定本柳田国男集第 28 巻 p. 187-285) 筑摩書房 (『農政』)。
- 柳田国男 (1964[1903]) 『農業政策学』 (定本柳田国男集第 28 巻 p. 287-421) 筑摩書房 (『政策学』)。
- 柳田国男 (1964[1903]) 『農業政策』 (定本柳田国男集第 28 巻 p. 423-493) 筑摩書房 (『農業政策』)。
- 柳田国男 (1964[1904]) 『中農養成策』 (定本柳田国男集第 31 巻 p. 409-423) 筑摩書房 (『中農』)。
- 柳田国男 (1964[1910]) 『産業組合の道徳的分子』 (定本柳田国男集第 31 巻 p. 430-435) 筑摩書房 (『道徳』)。
- 柳田国男 (1962[1911]) 『時代ト農政』 (定本柳田国男集第 16 巻 p. 1-160) 筑摩書房 (『時代』)。
- 柳田国男 (1964[1925]) 『次の二十五年』 (定本柳田国男集第 31 巻 p. 464-473) 筑摩書房 (『二十五年』)。
- 柳田国男 (1962[1929]) 『都市と農村』 (定本柳田国男集第 16 巻 p. 237-391) 筑摩書房 (『都市と農村』)。
- 柳田国男 (1962[1931]) 『日本農民史』 (定本柳田国男集第 16 巻 p. 161-236) 筑摩書房 (『農民史』)。
- 柳田国男 (1963[1931]) 『明治大正史世相篇』 (定本柳田国男集第 24 巻 p. 127-415) 筑摩書房 (『世相』)。
- 柳田国男 (1975) 『柳田国男農政論集』 藤井隆至編, 法政大学出版 (『農政論集』)。
- 柳田国男 (2001[1929]) 『産業組合の理想郷』 (柳田国男全集第 27 巻 p. 68-72) 筑摩書房 (『理想郷』)。
- 柳田国男 (2001[1933]) 『農村生活と産業組合』 (柳田国男全集第 28 巻 p. 82-93) 筑摩書房 (『農村生活』)。
- 横井時敬 (1925) 『農村制度の改造』 有斐閣。
- BROMBERGER, C., (2009), Introduction : l'ethnologie de la France, du front populaire à la Libération, entre continuités et ruptures, In Boëll, D.-M. et al. (dirs), *Du folklore à l'ethnologie*, Paris : Editions de la Maison des Sciences de l'Homme, p. 1-10.